

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2026年9月16日提出

【発行者名】 Global X Japan株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤岡 智男

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【事務連絡者氏名】 仁木 大介
連絡場所 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 03-3528-8555

**【届出の対象とした募集内 グローバルX 日経225 ETF
国投資信託受益証券に係る
ファンドの名称】**

**【届出の対象とした募集内 (1) 当初設定
国投資信託受益証券の金
額】** 1,000億円を上限とします。

(2) 継続申込期間
10兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 名 称 株式会社東京証券取引所
所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号

I. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年8月20日付で提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」）の記載事項につき、「NISA つみたて投資枠」適用ファンドとすることに伴い記載事項に訂正があるため、本訂正届出書を提出致します。

II. 【訂正の内容】

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部__は訂正部分を示し、＜更新・訂正後＞の記載事項は原有有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（2）【ファンドの沿革】

＜訂正前＞

2026年9月7日 信託契約締結、当初設定、運用開始
2026年9月9日 受益権を東京証券取引所に上場（予定）

＜訂正後＞

2026年9月7日 信託契約締結、当初設定、運用開始
2026年9月9日 受益権を東京証券取引所に上場

4【手数料等及び税金】

（3）【信託報酬等】

＜訂正前＞

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.0264%～0.044%(税抜0.024%～0.04%)以内を乗じて得た額

ファンドの純資産総額	運用管理費用の配分（税抜）（年率）	
信託報酬税込（税抜）	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分	0.025%	0.015%
年率0.044%（税抜0.04%）		
1兆円超2兆円以下の部分	0.0225%	0.0125%
年率0.0385%（税抜0.035%）		
2兆円超5兆円以下の部分	0.02%	0.01%
年率0.033%（税抜0.03%）		
5兆円超10兆円以下の部分	0.0175%	0.01%
年率0.03025%（税抜0.0275%）		
10兆円超の部分	0.015%	0.009%
年率0.0264%（税抜0.024%）		

*上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額
なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率0.0264%～0.044%(税抜0.024%～0.04%)

ロ. 55%（税抜50%）

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

- ③ 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前①イ.の報酬

ファンドの純資産総額	運用管理費用の配分（税抜）（年率）	
信託報酬税込（税抜）	委託会社	受託会社

1兆円以下の部分 年率0.044%（税抜0.04%）	0.025%	0.015%
1兆円超2兆円以下の部分 年率0.0385%（税抜0.035%）	0.0225%	0.0125%
2兆円超5兆円以下の部分 年率0.033%（税抜0.03%）	0.02%	0.01%
5兆円超10兆円以下の部分 年率0.03025%（税抜0.0275%）	0.0175%	0.01%
10兆円超の部分 年率0.0264%（税抜0.024%）	0.015%	0.009%

＊上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前①ロ.の報酬

委託会社 報酬の60%

受託会社 報酬の40%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の
対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

<訂正後>

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、次のイ.の額にロ.の額を加算して得た額とし、委託会社と受託会社との間の配分は以下のとおりとします。ただし、イ.とロ.の合計は、年率0.275%以内（税抜0.25%以内）。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

イ. 信託財産の純資産総額に年率0.0264%～0.044%（税抜0.024%～0.04%）以内を乗じて得た額

ファンドの純資産総額 信託報酬税込（税抜）	運用管理費用の配分（税抜）（年率）	
	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分 年率0.044%（税抜0.04%）	0.025%	0.015%
1兆円超2兆円以下の部分 年率0.0385%（税抜0.035%）	0.0225%	0.0125%
2兆円超5兆円以下の部分 年率0.033%（税抜0.03%）	0.02%	0.01%
5兆円超10兆円以下の部分 年率0.03025%（税抜0.0275%）	0.0175%	0.01%
10兆円超の部分 年率0.0264%（税抜0.024%）	0.015%	0.009%

＊上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料（貸付有価証券から発生する配当金相当額等を含まないものとします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額。ただし、有価証券の貸付けにあたって担保として現金を受入れた場合には、当該品貸料に、当該現金の運用により生じたとみなし得る収益を加算し、貸付けの相手方に支払う当該現金に対する利息額を控除して得た額（当該額が負数のときは零とします。）に55%（税抜50%）以内の率を乗じて得た額
なお、提出日現在における上記イ.およびロ.に定める率は、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 年率0.0264%～0.044%（税抜0.024%～0.04%）

ロ. 55%（税抜50%）

- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 提出日現在における信託報酬にかかる委託会社、受託会社への配分については、次のとおりとなっております（今後、変更されることがあります。）。

イ. 前①イ.の報酬

ファンドの純資産総額 信託報酬税込（税抜）	運用管理費用の配分（税抜）（年率）	
	委託会社	受託会社
1兆円以下の部分 年率0.044%（税抜0.04%）	0.025%	0.015%
1兆円超2兆円以下の部分 年率0.0385%（税抜0.035%）	0.0225%	0.0125%
2兆円超5兆円以下の部分 年率0.033%（税抜0.03%）	0.02%	0.01%
5兆円超10兆円以下の部分 年率0.03025%（税抜0.0275%）	0.0175%	0.01%
10兆円超の部分 年率0.0264%（税抜0.024%）	0.015%	0.009%

＊上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

ロ. 前①ロ.の報酬

委託会社 報酬の60%

受託会社 報酬の40%

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で課税されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。NISAの「成長投資枠」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに

購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収[※]されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年5月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は特定株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

受益権を売却される場合には、「申告分離課税」の取扱いとなり、譲渡益に対して20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率で課税されます。

受益権を譲渡して生じた損失金額は上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益・償還差益および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得・利子所得と通算できます。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。売却時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。

収益分配金については、源泉徴収のみで課税関係が終了する申告不要制度を選択することができます。

一方、確定申告を行なう場合には、申告分離課税または総合課税のいずれかを選択します。総合課税を選択した場合は、配当控除の適用があり、その取扱いは、株式の配当金と同様となります。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※特定株式投資信託は一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドはNISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設

し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人の投資者に対する課税

イ. 受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

ロ. 収益分配金の受取時

収益分配金は、配当所得として課税され、15.315%（所得税15.315%）の税率で源泉徴収[※]されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。益金不算入制度が適用されます。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

ハ. 受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、前イ. と同様の取扱いとなります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2026年5月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

第三部【委託会社等の情報】

第2【その他の関係法人の概況】

<訂正前>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 三井住友信託銀行株式会社
- ② 資本金の額 342,037百万円（2026年3月末日現在）
- ③ 事業の内容
銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名称	② 資本金の額 単位：百万円 (2026年3月末日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリ アリング証券株式会社	3,550 (2025年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2025年12月末日現在)	
みずほ証券株式会社	125,167	
野村證券株式会社	10,000	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2026年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

<訂正後>

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ① 名称 三井住友信託銀行株式会社

② 資本金の額 342,037百万円（2026年3月末日現在）

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

① 名称	② 資本金の額 単位：百万円 (2026年3月末日現在)	③ 事業の内容
大和証券株式会社	100,000	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	3,550 (2025年12月末日現在)	
パークレイズ証券株式会社	38,945 (2025年12月末日現在)	
みずほ証券株式会社	125,167	
野村證券株式会社	10,000	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500	
BNPパリバ証券株式会社	102,025	

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、受益権とその信託財産に属する株式との交換に関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

該当事項はありません。

<再信託受託会社の概要>

名称：株式会社日本カストディ銀行

資本金の額：51,000百万円（2026年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。